

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

昨今、一部の医薬品については供給が不安定な状況が続いています。

ついでには、後発医薬品のある医薬品は、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした**一般名処方**（※ 一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、後発医薬品がある医薬品で、先発医薬品を希望する場合は、医療上の必要がある場合を除き、後発医薬品との差額の一部をご負担いただく仕組み（長期収載品の選定療養）が導入されています。一般名処方等について、ご不明な点などがありましたら当院薬剤師までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。供給不足のお薬でも有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。